

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針

青森県立むつ工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。

本校においては、情報機器を介して学年を超えた広い人間関係を構築する生徒が増加しており、誤った表現や使用方法のために特定の人物を深く傷つけたり、安易な人間関係に依存して自己を確立出来ず、その交友関係に振り回される不安定な状態に陥ることがある。また、勉学や交友関係の悩みにより、学校生活に適応出来なくなる生徒もいる。いずれの場合も、それらがいじめに発展する可能性を含んでいるとともに、一人一人が生き生きと自分らしく学校生活を送るという、高校生として望ましい姿からは乖離している。

そこで、全生徒が意欲的に勉学・部活動等に励み、より良い人間関係の中で充実した高校生活を送れるよういじめの未然防止を最優先に図るとともに、万が一、いじめを認知した場合には、適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針及びいじめ対策における校内体制」（いじめ防止全体計画）を定めることとする。

2 いじめの捉え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめることは人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ。
- ② 「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導」を行う。
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題である」と同時に「いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である」という強い認識を持つ。

(3) いじめの構造やその背景

① いじめの構造

いじめは、表面的には、「いじめる生徒」と「いじめられる生徒」との支配・被支配の関係のように見えるが、いじめる生徒、いじめられる生徒の他、これらを取りまく「はやし立てる生徒（観衆）」や「見て見ぬふりをする生徒（傍観者）」という集団が存在する場合が多い。よって、周囲の生徒の捉え方により、抑止作用にも促進作用にもなったりする。

② いじめを生み出す背景

いじめを生み出す心理的理由としては、欲求不満の解消、劣等感の補償、注意獲得行動など様々なことが考えられるが、それらにより存在感や自尊感情の満たされない生徒がその満足を求めて、ターゲットにした生徒を攻撃し支配することがある。

(4) いじめの態様

① いじめの態様は様々だが、以下のようなものが考えられる。

- | | | |
|------------|-------------------|-----------|
| ・悪口（陰口）を言う | ・嘲笑する | ・落書きや器物損壊 |
| ・集団での無視 | ・わざとぶつかったり小突く | ・命令や脅し |
| ・授業中のからかい | ・仲間はずれや嫌がらせ | ・暴力 |
| ・使い走り | ・メールやSNSを利用した誹謗中傷 | |
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な

関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめとして校内で情報を共有する必要がある。

3 校内体制【指導体制と組織】

- (1) 日常の指導体制（いじめ防止対策委員会の設置）
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙1の通りとする。
- (2) 緊急時の組織的対応（いじめ防止対策委員会の設置）
重大ないじめが発生した場合の解決に向けた組織的な取組を別紙2の通りとする。

4 いじめの未然防止について

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。また、「いじめは絶対に許されないことである」ということを再認識させ、見て見ぬふりをすることや知らん顔をする「傍観者」も加害者であることを周知させる。

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが未然防止になると全教職員が認識して取り組むことが重要であるため、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを「学校いじめ防止プログラム」（別紙3）として計画・実施する。

(1) 学業指導の充実

- ① 分かりやすい授業を心がけ、生徒に学習に対する達成感や成就感を味わわせる。また、生徒が自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るような授業展開や課題作成に努める。
- ② 心根が揺さぶられる教材や資料の研究をし、本校生徒の実態に合わせた題材や資料に出会う機会を増やす。
- ③ 授業において、グループ学習やエンカウンター的要素を取り入れながら、コミュニケーション能力や相互調整能力を育むよう努める。

(2) 特別活動、道徳教育、人権教育の充実

- ① 学級集団を育てるアプローチとして、ホームルーム活動や総合的な探求の時間でグループワーク・トレーニングや構成的グループ・エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等を定期的に実施する。
- ② 生徒理解の客観的調査方法として「Hypere-QU」を年1回実施し、調査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考える。
- ③ ボランティア活動や宿泊体験、地域の祭りへの参加、講演会等「生きた社会」との関わりを大切にし、意識的に段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(3) 教育相談体制の充実

- ① 学年個々に面談週間を設け、定期的に実施をする。また年1度は面談月間を設け、生徒個々に全員が自由に面談したい先生の元を訪れる機会を設ける。
- ② 全教員が一丸となって生徒一人ひとりの理解を深めるための職員研修を実施する。教育相談の手法、発達障害を持つ生徒への対応、「Hypere-QU」の調査結果の見方や分析方法等を学ぶことで、教員としての資質能力向上を図る。
- ③ 生徒を対象とした教育相談の窓口を設置し、日常生活の中で生徒が日頃から気軽に相談できる環境を整える。

(4) 情報教育の充実

- ① 生徒のインターネットに関する使用状況を学校生活調査で把握する。

- ② ホームルーム活動を通じて、インターネット等を利用する際のモラル教育を充実させる。
- ③ 全校生徒を対象としたインターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。また、専門家からの講習会（情報モラル教室）を実施する。

(5) 保護者・地域・関係機関との連携

- ① 家庭での指導が不可欠であることから、PTA活動等を通して、連携や協力を呼びかけたり、保護者を対象とした研修の機会を設ける。
- ② 授業公開においてアンケートを実施し、来校者より意見をもらう。
- ③ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にする。

5 いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめの特性として、被害者であることを恥ずかしいと考えたり、拡大を恐れて訴えることができないことが多い。また自分の思いを伝えたり訴えたりすることが難しい状況にある生徒の場合は、隠匿性が高く長期化、深刻化することがある。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化やサインを敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わる情報をすべての教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) いじめの発見

- ① 教職員の発見は担任以外であることが多いことから、教職員間の情報共有を大切にする。
また、保護者からの訴えからいじめが発見された場合には、いじめが相当深刻でかつ進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。
- ② いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し事実確認をする。

(2) 生徒がおくるサイン（具体例については別紙4に示す）

いじめが起きている場合に、いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。だが、生徒が何らかの形でサインをおくっている場合もある。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

- ① いじめが起りやすい、起こっている集団のサイン
- ② いじめられている生徒のサイン
- ③ 家庭でのサイン
- ④ いじめている生徒のサイン

(3) 早期発見のための手立て

- ① 日々の観察

様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「教育相談窓口」等で該当生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。＊（相談窓口：保健室→教頭→適所）

- ② 学校生活調査（アンケート）の実施

学校振り返りアンケートを（年3回）実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりを目指す。

6 いじめへの対応

(1) 発見時の対応

いじめの疑い

- ・いじめの疑いがある時は、ただちに学年団（担任、学年主任）、いじめ防止対策委員会（生徒指導主事）、管理職に報告する。
- ・学年団と生徒指導部が関係生徒から事情を聴取する。

【聴取方法】

- ・関係生徒から話を聞き事実確認を行う。場合によっては第三者からも詳しく情報を得て、正確に事実関係を把握する。
- ・聴取は一人ひとりに複数の教職員で行い、正確に記録する。
- ・聴取については他の生徒の目に触れないように場所、時間等に配慮する。

いじめ防止対策委員会

- ・委員会でいじめかどうかを判断し、今後の対応について話し合う。
- ・いじめと判断した場合は職員会議で報告し、必要に応じていじめ防止対策委員会を立ち上げる。
- ・被害、加害生徒と両保護者への対応について、教職員の役割分担を図り具体的な手立てを確認する。また、関係機関への協力要請の必要性を検討する。

職員会議

- ・すべての教職員で情報を共有し、共通理解に努める。

(2) ネットいじめの対応

① ネットいじめとは

- ・インターネット、SNSなどの個人の誹謗中傷
匿名性により、わからなければ何を書いてもかまわないという発想、誹謗中傷を書き込んだ側にはさして罪悪感がなく、被害者の心理的ダメージとのギャップが大きい。
- ・写真をインターネット上に流出させるなどの個人情報の流出
第三者が流出した個人情報や写真などをさらに加工などをして広めることにより、想像できない範囲にまで届く危険性がある。

② 人物が特定できる場合

- ・速やかにその人物から事情を確認する。
- ・保護者に連絡し、できるだけ同席のうえ事情を確認し、まずは削除させるなどの対応を迫る。

③ 人物が特定できない場合

- ・画面の運営管理者に学校代表で削除の依頼をする。
- ・全校集会等で直接生徒に訴え、削除するよう促す。
- ・警察機関への協力要請をする。予め、悪質な場合や特定が困難な場合は、警察機関へ依頼し協力を仰ぐことを生徒・保護者に知らせておく。

(3) 生徒への対応

① 被害生徒に対して

- ・生徒のつらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図りながら事実確認をする。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」、そして「必ず解決できる希望が持てる」と伝え、心配や不安を取り除く。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び医師と連携して心のケアを行い、自信や存在感を持たせる場を提供する。

② 加害生徒に対して

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめた気持ちや状況を確認し、その生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・立ち直りの支援を行い、必要がある場合は懲戒を加える。
- ③ 傍観生徒に対して
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
 - ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。
 - ・望ましい人間関係づくりに努め、自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

- ④ 繼続した指導
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
 - ・教育相談、面談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
 - ・いじめられた生徒、いじめた生徒の双方にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を含め、心のケアにあたる。

(4) 保護者への対応

- ① 被害生徒の保護者に対して
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め安心感を与える。
 - ・家庭との連携を取りながら、解決に向かって全力を尽くす決意を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
 - ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- ② 加害生徒の保護者に対して
- ・正確な事実関係を丁寧に説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・生徒の変容を図るには、保護者の協力が必要であることを伝え、今後のかかわり方などを一緒に考え、助言をする。
- ③ 保護者同士が対立する場合など
- ・教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(5) 関係機関との連携

- ① 県教育委員会との連携について
- いじめを把握した場合には、いじめ防止対策推進法に基づく報告書を速やかに県教育委員会へ提出する。また、学校で抱え込むことなく、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ② 警察との連携について
- 暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。
- ③ その他
- いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカーと連携し、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

7 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (2) 上記の2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 重大事態への対応（別紙5）

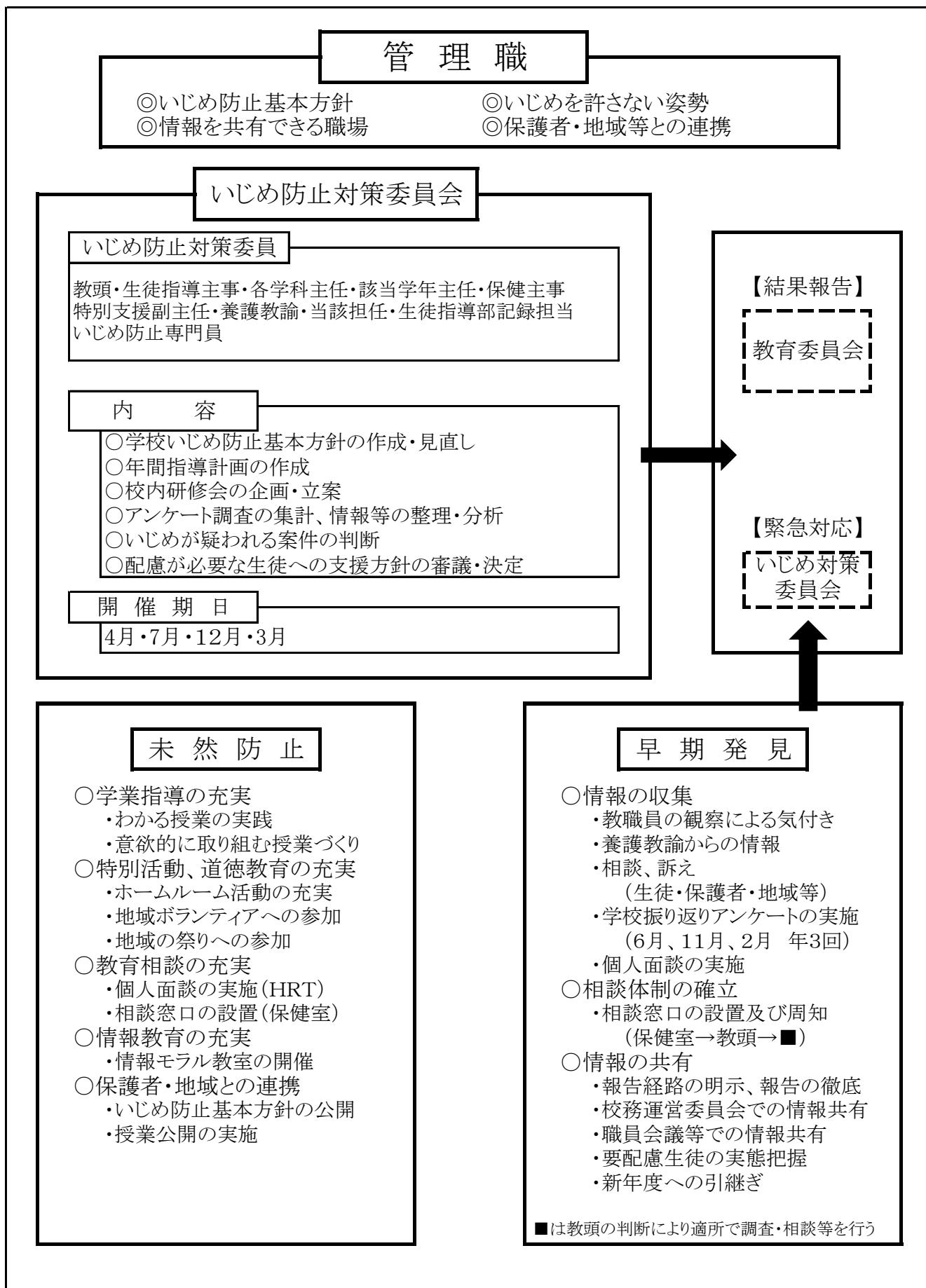
いじめの重大事態については、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないと断言しない。

- (1) 重大事態とは
- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
 - ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
- ・学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会（学校教育課）に報告する。
 - ・県教育委員会が学校を調査主体とした場合、いじめ対策委員会を組織する。
 - ・学校の設置者が調査主体となる場合、設置された重大事態調査のための組織に協力する。

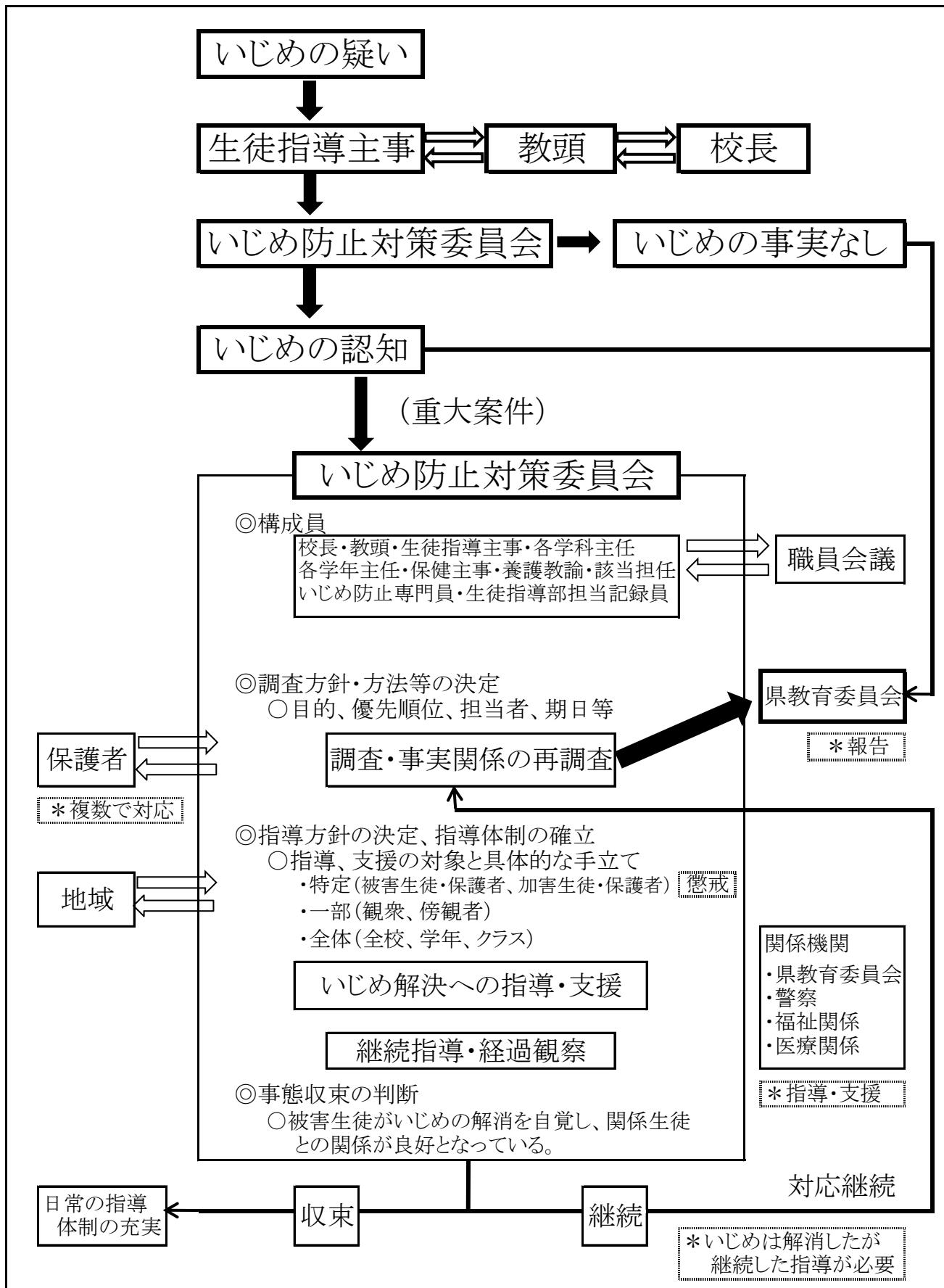
9 評価

- (1) いじめ防止対策が適切に行われたかを確認する
- 生徒、保護者へのアンケートや教職員の取り組み評価の結果をもとに「いじめ防止対策委員会」で状況を分析し、それを職員会議で報告し共通理解を図る。また、学校評議員会やPTA総会などで取り組みの結果を報告し意見を求め、次年度の取り組みの改善に生かす。
- (2) いじめの要素があるかを確認する
- 学校振り返りアンケートによりいじめの有無を確認し、次学期や次年度の取り組みに生かす。

日常の指導体制（未然防止・早期発見・いじめ防止対策委員会）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応・いじめ防止対策委員会）



別紙3

学校いじめ防止プログラム

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4月	・第1回いじめ防止対策委員会会議 ・いじめ防止基本方針の確認と共通理解 ・保護者への「いじめ防止対策」啓発 ・ホームルーム開き(クラスのルールづくり)	いじめ防止対策委員会 職員会議 P T A総会、学校ホームページ ホームルーム活動	教職員等 教職員 保護者 生徒	生徒指導部 教頭 生徒指導部 学年
5月	・いじめ防止に関連する学校行事(情報セミナー)	ホームルーム活動	生徒	生徒指導部
6月	・第1回「学校振り返りアンケート」実施 ・個人面談	ホームルーム活動 放課後	生徒 生徒	生徒指導部 担任・学年主任・学科主任
7月	・第2回いじめ防止対策委員会会議 ・第1回生徒理解のための職員会議 ・学校評議委員会会議	いじめ防止対策委員会 職員会議 学校評議委員会	教職員等 教職員 学校評議員	生徒指導部 生徒指導部 校長
8月	・いじめ防止のための標語募集	夏季休業中	生徒	生徒指導部
9月	・愛の一聲運動(挨拶運動)	登校時	生徒	P T A
10月				
11月	・第2回「学校振り返りアンケート」実施 ・個人面談	ホームルーム活動 放課後	生徒 生徒	生徒指導部 担任・学年主任・学科主任
12月	・第3回いじめ防止対策委員会会議 ・第2回生徒理解のための職員会議	いじめ防止対策委員会 職員会議	教職員等 教職員	生徒指導部 生徒指導部
1月	・学校評価 ・評価会議	職員会議・ホームルーム活動・各家庭 職員会議	教職員・生徒・保護者 教職員	生徒指導部 生徒指導部
2月	・第3回「学校振り返りアンケート」実施 ・個人面談 ・学校評議委員会会議	ホームルーム活動 放課後 学校評議委員会	生徒 生徒 学校評議員	生徒指導部 担任・学年主任・学科主任 校長
3月	・第4回いじめ防止対策委員会会議 ・第3回生徒理解のための職員会議 ・いじめ防止基本方針の見直し	いじめ防止対策委員会 職員会議 職員会議	教職員等 教職員 教職員	生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部
毎月	・生徒の情報提供(気になる生徒の状況) ・教育相談活動	職員会議 放課後	生徒 生徒	教頭 教育相談委員会

生徒がおくるいじめのサイン

① いじめが起こりやすい、起こっている集団のサイン

- ・ 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- ・ グループ分けをすると特定の生徒が残る。
- ・ 教職員がいないと掃除がきちんと出来ない。
- ・ 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- ・ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる。
- ・ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- ・ 授業中、教員に見えないように消しゴム投げをしている。

② いじめられている生徒のサイン

- ・ 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- ・ 教室へいつも遅れて入ってくる。
- ・ 先生の近くにいたがる。
- ・ いつも皆が嫌がる掃除当番をしている。
- ・ 食事の量が減ったり、食べなかつたりする。
- ・ 部活動を休むことが多くなり、やめるといい出す。
- ・ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする。
- ・ わざとらしくはしゃぐ、おどおど、にやにや、にたにたしている。
- ・ いつも皆の行動を気にし、目立たないようにしている。
- ・ 遅刻、早退、欠席が増える。一人で下校することが増える。
- ・ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- ・ トイレや持ち物、机、ロッカーなどに落書きをされる。

③ 家庭でのサイン

- ・ 学校や友人のことを話さなくなる。
- ・ 家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・ 自転車がよくパンクする。
- ・ 友人やクラスの不平、不満を口にするが多くなる。
- ・ 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
- ・ 受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。

④ いじめている生徒のサイン

- ・ 多くのストレスを抱えている。
- ・ 先生によって態度を変える。
- ・ 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ。
- ・ 他の生徒に対して威嚇する表情をする。
- ・ 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- ・ あからさまに、先生の機嫌をとる。
- ・ グループで行動し、他の生徒に指示を出す。
- ・ 先生の指導を素直に受け取れない。
- ・ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う。

重大事態対応フロー

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないと断言しない。

学校の設置者（県教育委員会）が 重大事態の調査主体を判断

→ ○学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、いじめ防止対策委員会を設置

- いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等の報告）

- 調査結果を踏まえた必要な措置

→ ○学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力